



平成26年4月15日
岡山市消費生活センター

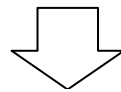
強引な新聞勧誘には注意を！

事例：

新聞の勧誘員が家に来た。「今取っている新聞で不満はないから」と断って、ドアを閉めようとしたが無理やり玄関に入ってきた。

何度も断っているのに「何で断るんだ！」と怒っているような口調で言われたかと思うと、今度は「頼むからお願いします！お願いします！」と泣き落としのように頼み込まれたりしてあまりにしつこいので、仕方なく2年間の購読契約をしてしまった。

やはり2紙も必要ないので解約したい。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ ドアを開ける前に業者名と用件を聞き、必要なければきっぱりと断りましょう。
- ・ 契約書面の内容を十分確認したうえで、必ず自分で署名・捺印して受け取りを保管しましょう。
- ・ 購読の契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます！
- ・ 長期間の契約はトラブルになりやすいので慎重に！
- ・ 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時